

生駒市市民自治検討委員会第3回地域コミュニティ部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただ今から生駒市市民自治検討委員会第3回地域コミュニティ部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

当部会の検討事項についてですが、各項目の検討に入ります前に、先進7市町の条例を受けた生駒市としての考え方の例示につきまして、前回の当部会におけます傍聴の方からの、なぜその例示とされたのかについての事務局の説明がなされていないとの御意見について、事務局の考え方を申し上げさせていただきたいと存じます。

この生駒市としての考え方の例示については、事務局内でも例示として示すべきか否かについて議論がございました。すなわち、基本構想として各項目の考え方を導き出す検討材料としては、7市町の条例を比較検討することとし、例示は必要ないのではという意見と、例示することで基本構想を導き出す議論のきっかけになり、検討に入りやすいという意見があり、その結果、時間的な制約もある中で、検討に当たっては例示があった方がスムーズな議論に入れるのではとの結論に至ったところであります。

その上で、この例示についての考え方ではありますが、先ず、本年度は各項目の考え方を整理し、基本構想として条例の骨格を検討することとしており、条文の案については、この基本構想を踏まえて次年度で議論願うこととしていること、また、各項目に対する7市町の条例については、表現の違いこそあれ、その趣旨、考え方は大同小異であり、各市町の条文で述べたいことを端的に言い表したものを参考として例示し、部会ごとの議論に当たっての導入のしやすさを念頭におい

たものであって、先程申し上げましたとおり、議論しやすい表現、理解しやすい表現を考えた結果であり、今後ともこの考え方に従って資料を作成して参りたいと存じますので、御理解いただきたいと思います。

なお、各項目ごとの考え方、いわゆる基本構想の検討の中で、例示の表現の内容について御議論いただくことはやぶさかではございませんが、本年度はあくまでも基本構想として、条例案の骨格となる各項目の考え方を整理することを主眼としておりますので、この点につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

< 部会長 >

今のご説明につきまして何か質問等ございますか。よろしいでしょうか。

前回の傍聴の方のご意見だと思いますが、例示はあくまで例示であって、議論の素材であると考えていただければと思います。むしろたたき台として使って頂いたらいいわけで、事務局側の議論を誘導的にしようとするのではなく、白紙の状態から議論をすると空中戦になってしまいますので、むしろたたき台を出して欲しいということを私どもからも要望しましたので、決してこれはこの方向に引っ張り込もうと思っているわけではないです。

そしたら、まず一番目の項目についてお願いします。

(1) 住民自治定義・原則

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

生駒市の考え方は伊賀市型に近いですね。参考までに補足しますと、ニセコ町はものすごく面積が広くて、近隣関係が希薄で、むしろコミュニティと定義して、助け合いましょうと言わないと、人口密度がまばらなところですので、誘導的に

コミュニティを入れたという経過があります。多摩市はコミュニティというのは昭和40年代後半にコミュニティを区切って、従来の自治会、町内会とは別に地域コミュニティ協議会というのを作っている経過があるんですね。それが上にかかっていますので、ここで言うコミュニティとはちょっと違う意味があります。伊賀市はこういう書き方していますが、この後半に住民自治協議会という組織を別途編成しています。これは小学校区単位以下のスケールで、すでに中心の旧上野市の商店街を抱えているところ以外は全部組織編成が終わっています。中核となるのは、自治会、町内会、区長なんですけど、それ以外に社会福祉協議会、消防団、PTAなど、全部集合的・総合的に固めて、それをもって住民自治協議会として条例上の組織として作っています。住民自治協議会には市から交付金も、人口割、均等割ということで出ています。任意の自治会、町内会そのものではないわけです。それを中心としながらも課題を全部網羅するために各種団体を全部入れているわけですね。名張市は条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができるということになっているんですけど、条例設置よりも先に地域づくり委員会というのが14個できています。これも同じく中心となるのは、区長、自治会長です。ですがそれ以外の各種団体も網羅されているわけですね。伊賀市は条例上設置されているわけですけど、名張市が先に出来て、今条例を作る作業をしているところです。地域づくり委員会条例を作る作業をしています。篠山市は住民自治協議会とか地域協議会は完全にはできていませんが、一部の小学校区にまちづくり協議会ができていますが、中心は自治会、町内会、それから社会福祉協議会、消防団、PTAを入れて作っています。その中で伊賀市型にもっていくということになりますと、将来的に生駒市としてそういう構想があるのかなと思いますけどどうでしょうか。

< 事務局 >

その部分については大きな問題ですので、後ほど議論ということにさせていただきます。

< 部会長 >

ここでは組織定義はする必要はないわけですね。住民自治とは何かという定義をしておけばいいわけで、組織をこうしますよという定義は今は議論しなくて大丈夫です。ここでは金谷さんが気になされているアソシエーション型のNPO活動、ボランティアとか市民活動団体もここに入ってきます。課題別市民自治ということはこの前確認しましたね。地域共同体型市民自治と個人主義が結集した課題別市民自治と二つあると。それが縦系と横系みたいにうまく重なってきて社会がうまくいくという話で、双方がうまく抑えられているからいいんじゃないかなと。伊賀市型が一番丁寧のような気がしますね。

< 事務局 >

基本的なことを聞きますが、基本構想案の自治会、ボランティア、NPOを市民活動団体と定義していいのでしょうか。

< 部会長 >

この文章から言うと、自治会は別、ボランティアも別ですね。アソシエーション型を意識しているのでしょうかね、コミュニティ型でなくて。正しくは市民公益活動だと思いますけど、NPOを定義するのであれば。あまりこの辺については厳しく議論してないですよ、伊賀市でも。定義を議論した自治体は市民公益活動と言いますね。NPOの定義でいったらそうですね、金谷さん。

< 金谷委員 >

そうですね。私たちも誤解があるのかなという問題として、NPOもボランティアという見方をされている方がおられますが、そこをどういう風に表現するかによって、NPOに対する考え方をそこから切り離して考えてもらえたらと思います。

< 部会長 >

伊賀市の使い方は市民活動団体 = NPO なんですよ。基本構想案のボランティア・NPO等の市民活動団体と言うと、同義語反復になってくる可能性がある。ボランティアと分ける必要がある。ボランティアはあくまでボランティアで、NPOとは別です。ボランティアは個人市民の活動で、NPOは集団、団体としての活動なので、この場合はNPOを言わないで、ボランティア、市民活動団体とした方が、伊賀市型の方が正確なのでないか。ボランティア = NPOというのは誤解で、全く違うものですから。NPOの中核になっている個人個人はボランティア精神をもっている人が多いですけど。

< 事務局 >

表現上、市民活動団体 = NPO という解釈は専門の方は分かりやすいですが、一般市民の方に対してNPOが抜けていると懸念されるわけですね。

< 部会長 >

それでしたら、ボランティア、NPO等の市民活動団体にした方が正確ですね。それでよろしいでしょうか、金谷委員。

< 金谷委員 >

ボランティアは個人の方の想いであるもので、一つの事業として成り立たないわけですね。やはり、事業としてやっていくのがNPOであって、企業の中で公益を目指す中で、利益を追求しないというのが大事なところであって、そこが企業と違うところです。NPOというのはそれなりに組織を維持するのにお金がかかってくると。利益とは言わないが、収入を作っていないと組織を維持できないというところに一番しんどいところがあって、そのところを皆さんに理解していただけるかなという事です。

< 部会長 >

つまりNPOの定義から言いますと、非営利、非政治、非宗教と言われるんですけど、アメリカでは宗教を入れますけど、ここで言っている非営利は非分配原則なんです。収益、利益は上げていいんですが、分配しないだけ。利益を分配すると営利となる。利益を分配してはいけない、非分配原則です。ただ、ボランティアは収益とかは関係ないです。個人のミッションとか想いとかを中心として動きますから。それがうまく連合するとボランティア集団となるわけですけど、イコールNPOでないです。NPOになるには集団としての固まった契約、ミッションの確認がいりますから、次元が違くと。ボランティアは有償、無償は関係ないです。ボランティアは無償というのは全くの誤解です。

< 上埜会長 >

基本構想案の2つ目なんですけど、まちづくり活動に積極的に参加する個人も市民自治活動の主体であることを規定する、とあるわけですが、一人でも参加できるという事だと思っんですけど、なんらかの組織と連携しないといけないのかなと。たくさんの市民がいますので、一つの活動にできたらいいけど、個人個人

が各々の活動に動くとおかしくなるのではないか。

< 部会長 >

その問題はありますね。どう考えます？

< 事務局 >

(3) の住民の役割に関連すると思うんですけど。個人も主体にはなりうるけど、積極的に活動に参加していきましょうという役割を書くことによって今の議論の一つの救いとなるのではないかと思うんですけど。

< 金谷委員 >

私は個人というのは、こういう会に公募で参加される方は個人ですね。だから、そういう方まで団体と言ってしまった場合にどうかと思いますね。

< 部会長 >

伊賀市の規定は、住民自治協議会みたいな組織だったものもまちづくりと言っているし、課題別市民活動もまちづくりと言っているんですね。双方とも包含している言い方だと思います。コミュニティ活動の場合は団体主導でいかないといけないと考えますが、テーマ型の活動の場合は個人が主体となってくる。その切り分けをどうできるかでしょうね。

< 津田委員 >

ボランティアは個人の意思があると思うんですが、個人で活動するのは限界があるので、従ってなんらかの形づくりをしていかないと、まちを形成したりとか、そういうふうには成りえないとだんだん気づいていくわけですね。全体的にまとま

らないといけないときに、個人をはずしてしまうと、ボランティアの成り立ちが欠落していく。最終的にはまちづくりに結集していかないと力を発揮できないと認識すべきですね。だから個人をはずすというのは、みんなの力からすると怖いところがありますね。

< 金谷委員 >

もともと個人からスタートしていった、自分たちの目的を達成するためには組織に入る、それは順序だから。だけど、頭から個人を省いた場合はそういう気持ちのある人が宙に浮いてしまうので、個人はベースになると思います。

< 部会長 >

つまり、まちづくり活動に積極的に参加するのが前提であって、足ひっぱるためにというのは違うわけです。上埜委員が心配されているのは一人親方でまちづくりと言われたら、まちはぐちゃぐちゃになるということを心配されているのかもしれない。だから積極的に参加するというのは建設的に参加するということであろうと、私はそう理解するわけで、実際アクティビティが高い個人市民がいないとまちが動かないともありますね。

< 安藤委員 >

色んな団体がありますが、団体に属しないと活動できないのでなく、団体のこのテーマのときは参加する、こっこの団体のこのテーマのとき参加するといった、個人的に団体に属さなくても参加できるという、自由意志で主体的に参加できるというのが理想だと思います。

< 部会長 >

そういうことだと思います、この書き方は。だから順番から言ったら自治会がトップ、次に個人ボランティア、NPOときて、事業者・企業、最後に積極的に参加する個人という順番に階層別に作っているからいいんじゃないでしょうか。

< 津田委員 >

他の文章は住民自治とはとか、これが何であるかというのが先に来ている、その文章が先に来ないところは括弧で表題として、これは何のことを言っているか入っている。それからしたときに、市民自治とするとの定義を規定するとか、文章が後に来ているんですね。先ほど言われていた疑問も、参加する個人も市民自治活動の主体である、というところに文章が近すぎるので、ひっかかりがあると思います。だから条文案は次年度でやりますということだったんですけど、この前からわかりやすさにこだわっているのは、見たときに分かる、この文章で多くの膨らみが分かるという風にして頂いたほうがいいのではないかと思います。それからすると、これは何であるかというのが先に来て説明したほうが、たくさんの条文を読んでいくわけですから、わかりやすいと思います。

< 部会長 >

どういう風にしたらいいのでしょうか。

< 津田委員 >

例えば、市民自治とはとか、他の市でもそういう風になっていますので、それが入っていないところは、括弧でコミュニティ活動とか、例えば名張市のコミュニティ活動とか、伊賀市の住民自治の定義とか、「とは」とは入っていないですが、標題なり、とはとかの文章にしたほうが分かりやすいと思います。

< 部会長 >

基本構想案では標題はないですもんね。その時はそういうふうにしてもらいましょう。各条文の前に条文を入れる事は。

それでは個人を入れるということでいきましょうか。それでは二つ目進みましょうか。

(2) 住民自治に関する自治体の役割

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

これは(4)のコミュニティ・公益活動支援と連動しますね。これとの分別する意味でも(4)も説明してもらえませんか。

(4) コミュニティ・公益活動支援

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

(2)と(4)を分別するために一緒にやりましょう。生駒市型の例示を見ますと、(2)ではコミュニティ型の市民活動に対する支援を言っていて、(4)はアソシエーション型のNPO的な活動に対する支援ですね。

< 事務局 >

(1)でコミュニティ、アソシエーションを含めて定義をさせて頂いていますので、(2)においては両方に対する支援という案になっています。従いまして(4)についてもだぶるかとは思ったんですが、公益活動支援として、改めて項

目を興すのかということも含めましてご議論頂けたらと思います。

< 部会長 >

名張市の第35条は明確にNPO支援を謳っている。第33条では地域コミュニティ支援なんです。それをどうするかですね。

< 事務局 >

定義のところでも入れてありますし、(2)のところでも市の役割としてNPOも含めたアソシエーション型への支援を謳っておくことで、公益活動支援という項目は不必要になってくるのかなという気はしますけど。その辺をご議論頂けたらと思います。

< 部会長 >

わかりました。皆さんにお謀りします。(2)の例示及び基本構想案の書き方を持って、コミュニティ型活動支援とアソシエーション型活動支援と両方含んでいるという事務局の説明なんですけど、これを了解頂けるといふことであれば(4)の議論は必要なくなるわけです。参考までに口を挟みましたのは、名張市は地域づくり委員会の支援とNPO団体の支援を別々にしています。生駒市はその方向でいくんですね、政策的には。今はNPO支援制度はありますか？

< 事務局 >

今は条例もありませんし、まちづくり活動支援事業にて補助金を交付する、広報誌に掲載依頼があれば記載する、今のところではその位です。これから、NPOも含めた拠点施設も作っていく必要があるかなということでも検討していきたいと思っています。

< 部会長 >

奈良市は社会福祉協議会からスタートしているボランティア活動支援センターがあります。それを今度拡大してNPO支援センターを作ります。それと並行して小学校区単位の住民自治協議会を作る作業に来年度以降に検討しています。だから合計3つの活動支援があるわけです。ボランティア支援、NPO支援、コミュニティ支援と。そういう政策的整理と方向性がはっきりとできるのであれば、条文上はどっちでもいいんですけど。3つとも包含できるのであれば。敢えて言うならボランティアをNPOの中に入れてもいいんですけど。自治基本条例ですので、その条文を根拠として、NPO活動支援条例ができてくる、あるいはコミュニティ支援条例ができてくる、となるのが方向だと思いますが、これが母体となる条例として解釈できるかですね。

< 金谷委員 >

(2)は住民自治に関する自治体の役割となっています。(4)はコミュニティ・公益活動支援ということで、ここできちんと分けられているので、これに沿った分け方をした方が分かりやすいかなと思います。

< 部会長 >

今の主旨はどういうことでしょうか。

< 金谷委員 >

どっちでやるとしても、まとめて2つを繋がって、部会長がおっしゃた、コミュニティ活動とNPO等の市民活動団体を分けて書けば分かりやすいかなと。この場合ですと(2)をもう一度(4)で書き換えたような形になっている。だから同じような位置づけで支援をされるのかどうか、もしくはコミュニティ型とア

ソシエーション型との仕分けをして支援をするのかどうか、そのところだと思います。同じところでやった方が見る人からしたらはっきり分かります。

< 津田委員 >

(1) で、自治会やボランティア、N P O 等の市民活動団体というのを個人も含めて市民自治活動の主体と言っているわけですね。この市民自治活動の主体に対して市が支援をするということを言いたいわけですね。であるならば、言葉はだぶるかも知れませんが、自治会もボランティアもN P O も入れて、それを支援しますと言った方が分かりやすいかなと。そうしたら、対象が何であるかという疑問は無くなる。

< 部会長 >

市民自治活動とはと定義を最初にしておいて、それについては市は尊重するとともに必要に応じて支援するというにすれば全部入っているのではないのでしょうか。

< 事務局 >

(2) の基本構想案の書き方ですが、市は、市民自治活動を尊重すること、これが一つですね。並びにの次に、自治会やボランティア、N P O 等の市民活動団体等を入れてしまえば対象が明確になると思います。

< 部会長 >

それでいいと思います。そういう風にしてもらえますでしょうか。その方が分かりやすいでしょう。自治体の役割の中に支援しますということを言っておけば(4) のようにコミュニティの支援とか再掲する必要はなくなってきますよね。

名張市のスタイルは2つ分けているので2つ出てきています。分けないで一緒に両方とも市民自治ですよと言ってしまえば、全部入ってきますね。

そうすると、(2)の書き方をそういう風にしましょう。ですので、(4)の議論は必要なくなりました。

それでは次に進みましょう。

(3) 住民自治に関する住民の役割

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

これは住民自治に関する住民の役割ですので、一般的な住民の義務とかでなく、住民自治に関する住民の役割です。努力規定ですけど。

< 上埜委員 >

自治会に入っていない人がいますけど、この義務をもって入ってくださいと言える立場になるわけですね、我々は。

< 部会長 >

強制はできないけど、条例に書いていますと言えるわけですね。

< 事務局 >

ここで一番難しいのは、市民の理解というのが一番難しいですね。条例を作るときにも。

< 部会長 >

最高裁判例でも自治会加入は強制できないと出ていますし、だからといって入らなくてもいいものでもない。結果的に反射的利益を受けているわけですから、自治会活動のおかげで。フリーライダーという言葉がありますが、それが今増えてきています。自分たちは世話役とか地域に対する手続きコストを省いて、会費も払わない。だけど活動から生まれる地域の治安水準とか安全とかは享受したい。これをフリーライダーと言います。地域のフリーライダーを出来るだけ減らしていかないといけないわけで、その補完をする役割がNPOです。地域で結集できないとか、地域で結集するのにもう一つ積極性を持ってないという人がNPOを通じて社会参加するということで貢献はできるわけです。そういう縦糸と横糸をうまく活動をミックスしていくと穴が埋まってくる。そういう発想ですね。生駒市型のやり方をしようと思えば。

< 津田委員 >

基本構想案の最後の方に市民自治活動を行う団体等への支援について規定するとありますが、支援についてという意味が積極的に支援するというふうに分かったほうがいいと思います。だから支援することを規定するに変えたらいいと思います。

< 部会長 >

市民自治活動を行う団体等への支援について記述するとか、努力するとかのほうがいいかも知れない。

< 事務局 >

今のところですが、市民自治活動を行う団体等に支援するよう努力することを

記述するというところでよろしいでしょうか。

< 部会長 >

それでいいと思います。それでは、(5)に進みましょう。これは意外と大事です。

(5) 他自治体住民との連携

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

例示及び基本構想はいくつかのいいところ取りをしたんですね。篠山市の文章を使って、そして知恵や意見とかはニセコ町とか生野町のを入れている。第1回の会議の時にまちづくりという言葉はどういうふうにするかというのを先々影響してくるということを話しましたね。この場合のまちづくりは住民自治も団体自治も両方含めた概念として使っていくということですね。

< 事務局 >

定義するかどうかを含めて議論していくということだったと思いますが、今の流れでいきますと、先ほど部会長がおっしゃたように住民自治も団体自治もひっくるめてまちづくりという感覚で捉える流れになってきていると思います。

< 部会長 >

ただ、伊賀市では共同体意識の形成が可能な一定の地域において取り組まれる市民が主役となったまちづくり活動を住民自治という、と定義しています。これはコミュニティ型なので、アソシエーション型も別に定義している、という事で、

要するに課題別のまちづくり、地域を主体としたまちづくりときちんと分かれる
んです。ところがニセコ町とか生野町とかの初期の段階は、住民自治も団体自
治もひっくるめてまちづくりと言っています。今の言い方でいくとどっちでもい
けるから、生駒市づくりですね。今のまちづくりはこのままいくと。ここでまち
づくりというのは、最終的には新しい21世紀型のみんなの素敵なまち・生駒市
を作る、その全ての全体につながる活動を言う、というイメージでいきましょう
か、当面は。

< 津田委員 >

伊賀市の条文に創造あふれる地域というのが入っていますが、基本構想案とし
て見た時にイメージが膨らんだ方がいいと思うので、知恵や意見をまちづくりに
活用するよう努めるとともにの後に創造性あふれる地域を作るという言葉を入れ
たほうが広がっていいのではないかと思うんですが。

< 部会長 >

そうすると、まちづくりの前に創造性あふれるまちづくりとか、創造的なまち
づくりとか入れた方がいいかも知れませんね。そしたら生駒型のまちづくりとな
って、クリエイティブでないといけないと、創造性を重視するというカラーを入
れたほうがいいかも知れませんね。

< 三林委員 >

部会長が最初にこの項目は意外に重要ですとおっしゃいましたが、その意味を
教えて頂けますでしょうか・

< 部会長 >

その意味は、他自治体住民との連携ということですが、実はこれが無い自治体の条例もあるわけです。例えば姉妹都市を提携するときに、生駒市が北海道、九州と手を結ぶことをしなくてはいけない。なぜかという、ここが大震災にあった時に近隣と提携しても同じように被害があっているわけだから助けてもらえない。そういう遠隔地との協定等をやっていないといけませんよ。そういう戦略的な連携協定が必要ということと、もう一つは生駒市民の生駒市民による生駒市民のためのまちづくりみたいなことを言っていたら中毒を起こすわけです。外部からの評価、定点観測をしないとイケない。だから、奈良の中で生駒市はレベル高いと評価してもらえる場合もあれば、内向きでさっぱり見えてないですねと言われるかも知れないですし、常に情報をいれないと腐ってしまいます、自治体というのは。だから外部情報を入れましょうということですね。アイデンティティとはそういう風にしてできるわけです。だからこの条文のない自治体は駄目と言っているわけです。そういう意味で大事と言っているわけです。中味がどうのこうのでなく、条文があるかどうかです。単に外の人と仲良くしましょうというように見えるけどそうでない。もっと大事な条項です。外部と繋がらないと孤立する、またはアイデンティティが無くなってうぬぼれで終わってしまうとか、腐ってくるという危機感ですね。

この項目はこれでいいのではないのでしょうか。気になるのはまちづくりの定義をいつきっちりと決着をつけるかどうかですね。今のところはこれでいいと思います。

< 金谷委員 >

最近の事例として、大阪府のみどり公社が生駒山系で色んなことをやっています。そこで生駒市が生駒山系を占めているということで、生駒市に声掛けが今後

されるかも知れませんが、生駒の独自の位置づけ、こういうことをここに表現できたらいいのではないかなと思います。

< 部会長 >

それは前文辺りに書いておいて、市民及び市は、創造的な生駒市づくりのためにとか、一言入れたら大分変わりますよね。

< 津田委員 >

ここの文章だけでしたら、部会長が言われた重要性とか、広がり伝わりにくい。だからここの文章が重要だと分かるような文章になっていたほうが分かりやすいと思います。

< 部会長 >

市民及び市は、都市間連携や生駒市の創造性に資するために、とかを入れたらいいのではないのでしょうか。災害協定は都市間連携と言い方できるし、アイデンティティを磨くということは生駒市の創造性を高めるためとかそういう事ですね。

< 事務局 >

項目としては、地域コミュニティ部会では他自治体住民との連携を挙げさせていただきまして、調査部会で近隣自治体との連携、広域連携、国際交流という項目を挙げさせていただいております。

< 部会長 >

そしたら、他市の市民ということでもいいんですね。他の部会であるのであれば、そちらに委ねましょう。

これで原案承認です。(1)から(5)のうち(4)はだぶっているということで外しました。そしたら、皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

< 三林委員 >

前回、コミュニティは自治会しかないのかということがあったのですが、NPO、ボランティア、個人みんなが網羅され、横系だけ、自治会だけ強化されても駄目ですよ、縦系も織り込んでいかないときちんとした織物にならないということが、これで示されたので、大きな課題はあると思いますが、とてもいい方向になるのではないかと思います。

< 日高委員 >

自治会において非建設的な意見を言う個人がいると危惧されてますが、しっかりした規定ができていけばそんなに心配する必要はないのではないかとこれを見て感じました。

< 金谷委員 >

私が活動しているNPOを例にとりますと、生駒市内で活動している認証団体は19あるのですが、その中で3割くらいが活動出来ないような状況に陥っている。その背景を我々が皆さんに伝えていって、そしたらどういう事をしていったらいいのかを。それなりに想いを持って活動しているんですけど、支える力が生駒ではまだ十分でない。という事で生駒のNPO団体で集まって意見交換会をしようとしています、早く支援する条例とかで支えていけば元気に活動できるかなと思います。

< 安藤委員 >

この条例が出来て、いいシステムができたらいいと思うんですけど、この団体に入らなければならないとか、強制とかでなく、自主的・主体的に関われるシステムができたらいいと思います。

< 津田委員 >

県では団塊世代向けのNPOを興すための支援とかボランティア支援とか始めています。団塊ですから3、4年のかたまりなんですね。その人達を活動のし始めから外してしまうとまた別のことをやりだしてしまう。だから、必ずしも市民活動には成りえない可能性がある。そういう面では条文をつくるのは大事ですが、同時並行でNPOとかボランティアとか自治会活動とかもっと手をつないでいくことを進めていかないといけないと思います。

< 上埜委員 >

二つありまして、一つはボランティアとNPOと別というのが認識されていないと思います。NPOは主旨を同じくする人の集まりでの活動ですから、一般的になぜ援助しなければならないのかという意見が多分にある。その辺のモヤモヤした部分があるので、きちんと浸透していかなければ誤解はずっと持っていると思います。もう一つは、市外の人との交流というと、知識とかに関わってくると思うんですけど、ある委員会で、自治会長が県外で研修しましょうということで行っているんですが、誤解を与えることもあったんですが、宴会に行っているのではないかと、そんな事をやめたらと、こういう意見があった。農業の委員会の会長も非常に悩んでいる。地域を出たりすることは団体の役員として有意義ですが、もうやめましょうというような、変なほうに走りつつあるということはよくないと思います。

< 河南委員 >

条文についてはこれでよかったですと思います。二つ話があるのですが、生涯学習グループ連絡会の会長を昨年からしています。社会関係ということで認識がかなり薄かったのですが、だいぶ連絡会で頑張らして、自分の好きなことを勉強するだけでなく、これを周囲に還元する運動を時間がかかっていますが徐々に進めています。これも一つのまちづくり活動だと思っております。もう一つはこの連絡会には英会話、中国語、ドイツ語とかのグループがありますが、どう役に立っているだろうか。今年は日中友好35周年記念で大事業が行われていますが、民間が主体でやっていますが、山形県とか秋田県とか神戸市、長崎県・横浜市とか中国人が多いところが、また徳島の阿波踊りとか色々な文化・芸能・スポーツ関係の人が大イベントを行いました。ところがものすごく中国文化の影響を受けている奈良県、奈良市、生駒市からは何も出てこない。これは一つは行政が無関心ということと、我々民間で色々な勉強している人間がこういう大イベントを行っていることに関してアクションを起していないという点で、中国語のできる人が生駒市に何百人いるのにすごい反省しています。だから、他自治体の交流もさることながら、今はグローバルな時代なので、世界で行われていることに生駒市も関心を持たないといけないと思います。

< 乾委員 >

これでいいかと思います。

< 部会長 >

今西委員さんにはお願いがあるのですが、警察から見られた場合の生駒市内の犯罪の発生件数、交通事故とか皆さんに啓発がてらにお話して頂けたらと思います。

< 今西委員 >

警察として犯罪抑止の活動をしているのですが、私たちだけではとてももちが
あかないということで、少しでもまちづくりを良くするため、色んな団体の方と
一緒にやっていくということはエネルギーになります。参考までに、先だって駅
前で自転車の盗難が多いという事で、地域のボランティアの方と自転車について
注意を促す文書をつけると、発生が減りました。些細なことかもしれませんが、
警察だけでなく、地域の方と一緒にすることによって、気をつけていきましょ
うという機運が高まったと感じました。交通事故とか犯罪のことですが、まちづ
くりの中では事故抑止、犯罪抑止も入ってくると思いますが、自治会は学校単位
にというのがベースとなってくると思いますが、警察では交番ベースで考えてい
くことが多いです。数字の統計も一般の方は校区単位で考えてられています、
我々は交番単位でデータをとっていますので、若干ずれがあるかもしれません。
色々考えたのですが、手振り作業以外はかなりの膨大な修正変更をしなければな
らないということで、いずれは校区エリアとかへ我々もシフトしていく必要があ
るのでないかと思います。

< 部会長 >

交番単位でも一度ご照会頂けますでしょうか。それだけでもどの地域が多いと
か、少ないとかイメージがつくと思います。それを実感として持ちながらコミュ
ニティのあり方を考えていくべきだと思います。

< 乾委員 >

それに関連して、自治会の区域と、青少年指導委員の区域と、防犯の区域はみ
んな違う。これをなんとか一つに出来ないかなと思います。

< 部会長 >

それは生駒市として重要なことを突きつけられています。データ処理とかは各部局でばらばらになっていて重なりがずれています。住民自治をシステム化するためには少なくとも小学校区とかにまとまるように再編成をしないといけない。統計データでも小学校区単位でスクリーニング出来るように、企画統計担当と各市民団体を管轄している部局と合同でどうすればシステムのうまくいくか検討する時期がきているのかなと思います。自治会は任意だからくる必要は無いと思いますが。例えば東京の武蔵野市がありますが、そこは小学校区単位ですべてのデータが一冊の冊子になっていて、市民に公開されています。自分の小学校区の公園はどうなっている、下水普及率はどうなっている、犯罪の発生件数とか全部見られます。だから住民が自分たちの地域の力を確認出来るから議論がしやすいわけです。ですから、情報をパッケージできるように努力することを行政がしなければならぬと思います。

< 事務局 >

地域協議会というのを念頭に入れていくとすると、そういうことをやっていかなければならないと思います。

< 部会長 >

データ装備をきちんとしとかないと、住民自治とかを口で言っても地域が混乱することになります。そのデータの揃え方は小学校区単位、中学校区単位、旧の町名別、つまり町丁別と言うんですが。自治会、町内会は町丁別で編成されています。ところが、行政は学校区単位でしています。中学校区単位では大き過ぎます。大き過ぎて、中学校区単位のコミュニティ運営が出来ていません。小学校区単位であれば顔と名前が分かるということで、治安維持上でも力が発揮しやすい

ですので、今の流れは小学校区単位です。合併後の自治体でよく言われますが、統廃合する学校では大き過ぎると言われますが、元々のところでいいです。そういう方向で生駒市も地域コミュニティ施策をしていく必要が出てきているのではないかと思います。

上埜委員がおっしゃた問題点ですが、市民NPO支援がなぜ必要かという疑問が市民にあるということですが、もっともなご意見だと思いますが、市民NPO活動がどういう公益性・公共性を担保しているかを行政が啓発していないからだと思います。あと、NPO担当部局がないのではないのでしょうか。

< 事務局 >

窓口になっていますが、実際は無いに等しい状況です。ボランティアも含めて市民活動推進課になると思いますが、自治会もNPOもボランティアも目指しているところは同じだと思いますけど、ボランティアとNPOも軋轢がある、自治会ともあるかもしれない。うまく分かり合って、共存できる形がいいのかなと思います。

< 部会長 >

一般的に言いますと、都市型社会になればなるほど、自治会の組織率は落ちていきます。フリーライダーが増えてきますから。そうすると、NPOがそういう穴を埋めていくという、公共性が高くなってきます。コミュニティの力がしっかりすれば、NPOの存在があまり必要としないという、逆相関関係になっています。生駒市の場合は都市型に向かっていると思います。そういう意味では両方必要になってきていると思います。奈良県全体でのNPOの組織率は全国41位です。そういう点では奈良市、生駒市は都市型になっていますから、NPOの力を上手く使っていないといけないと思います。自治会に負荷がかかっていますの

で。そういう意味で、コミュニティ型の自治会を中核とした地域総合型自治システムをどう強化していくかということと、アソシエーション型のNPO政策をどう按配していくかをどうするかによるかと思います。

この委員会には警察や郵便局の方に入ってもらっていますが、なぜ入って頂いたかを言うと、地域づくりは安全・安心が第一歩です。そうでないところは何がコミュニティかという話になってきます。

< 乾委員 >

ここしばらくは、犯罪が起こってもすぐ捕まっています。近年にないことです。

< 今西委員 >

捕まるきっかけとなっているのは住民の方からの通報が多いです。コミュニティの力というのを感じます。

< 部会長 >

顔と名前が分かりあっている認識社会をもう一度強化していかなければならないという事ですね。一方で新住民の方はプライバシーを尊重してとか、口出ししないでとか言いますが、過剰なまでのプライバシー意識も逆に社会を弱くしているということも考えていかなければいけないと思います。

以上で本日は終了させていただきたいと思います。

< 会議終了後 >

非政治というのは、レスター・サラモンとアーンハイアーの定義で有名でして、NPOを定義するときは必ず入ります。ニセコ町は抜けています。非政治を入れないといけません。ポリティカルな活動は公益活動とみなしません。政治団体と

みなします。これは常識です。組織に属しながら政治活動するときは、その組織と別に活動して下さいということです。参考までにレスター・サラモンとアーンハイアーの定義は国際的にも通用しているわけで、非セクターの定義があるんですけど、実態的に組織があること。次に民間であること。政府出資を受けてもいいけど、統制を受けてはいけないということです。それから利益配分を行わないこと。それから自己統治能力があること、自発的な個人集団が結集していること。それから非宗教的であること。非政治的であること。以上がレスター・サラモンとアーンハイアーの定義で、国際的な定義となっています。